

災害時におけるボランティア支援に関する 協定書

(甲) 関西広域連合

(乙) ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区

災害時におけるボランティア支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会335複合地区（以下「乙」という。）とは、災害が発生した被災地（以下「被災地」という。）において活動するボランティアを支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲の構成団体は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

3 甲は、甲の構成団体からの協力要請の集中が予想される場合は、構成団体間の協力要請の調整を行い、乙に連絡するものとする。

(支援の内容)

第3条 本協定により、甲の構成団体が、乙に対し、協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供
- (2) 被災地ボランティアセンターにてボランティアへの飲食提供
- (3) ボランティア活動のための資機材の提供
- (4) その他ボランティアの活動支援にかかること
- (5) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲の構成団体から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、ボランティアに対し、支援を実施するものとする。ただし、甲の構成団体が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の構成団体の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙又は乙のクラブが負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び甲の構成団体は、被災地に設置されるボランティアセンターの開設情報の把握に努め、乙に提供するものとする。

2 甲及び甲の構成団体並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月17日

(甲) 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長

井 敏 三



(乙) 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号
大阪駅前第3ビル14階 1411号室
ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区
ガバナー協議会議長

城 阪 勝 喜

